

桶川市立加納小学校いじめ防止基本方針

令和6年度

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法 第一章 第二条より）

（注1） 「一定の人的関係にある児童」とは、学校の内外を問わず、例えば、同じ学校・学級の者、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人間関係のある児童を指す。

（注2） 「心理的影響を与える行為」とは、「仲間はずれ」や「集団による無視」など直接的にかかわるものではないが、心理的な圧迫などで相手に苦痛を与えるものも含む。

（注3） 「物理的な影響を与える行為」とは、身体的な攻撃のほか、金品をたかられたり、隠されたりすることなどを意味する。

（注4） けんか等を除く。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ児童はいない。」という基本認識にたち、全校の児童が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「桶川市立加納小学校いじめ防止基本方針」を策定した。また、本方針に基づく取組の実施状況について学校評価により今後も改善を図っていく。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5点をあげる。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保証するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

いじめはどの児童にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめの未然防止に取り組む。

いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等いじめ防止に資する活動に取り組む。

指導に当たっては、発達の段階に応じて、児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う。また、その際、

- ・いじめは重大な人権侵害に当たり、被害者、加害者及び周囲の児童生徒に大きな傷を残すものであり、決して許されないこと。
- ・いじめが刑事罰の対象となり得ること、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等についても、実例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱いを学ぶといった取組を行う。

(1) 配慮が必要な児童について

発達障害を含む、障害のある児童がかかわるいじめについては、教職員が個々の児童の障害の特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行いつつ、

当該児童のニーズや特性、専門家の意見を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行うことが必要である。

海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者など外国につながる児童は、言語や文化の違いから、学校での学びにおいて困難を抱える場合も多いことに留意し、それらの違いからいじめが行われることがないよう、教職員、児童、保護者等の外国人児童等に対する理解を促進するとともに、学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。

LGBTなどの多様性を認める社会であることを踏まえ、教職員への正しい理解の促進や、学校として必要な対応について周知する。

災害や感染症などにより慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該児童に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払いながら、当該児童に対するいじめの未然防止・早期発見に取り組む。

その他、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

(2) 調査・アンケートの実施について

児童に対するアンケート・聞き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、学校は児童に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

いじめ未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕われることなく、互いを認め合える人間関係、学校風土を作る。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(3) 教師の言動・姿勢について

「いじめの予防」として最も大事なことは「何も起こっていないときの指導の大切さ」である。いじめを未然に防ぐことやいじめが起きたとしても早期に解決が図られるようにするために、教師一人一人が普段の指導について謙虚に振り返る。

また、いじめられている児童の立場で指導・支援を行うためには、

- ① 児童の悩みを親身になって受け止め、児童の出すサインを、あらゆる機会を捉えて見逃さない。
- ② 自分の学級や学校にも深刻ないじめ問題が発生しうるという危機意識をもって、組織的に指導・支援に当たる。
- ③ いじめられている児童を守り通すことを最優先に指導・支援する。
- ④ 教師は、日常の教育活動を通して常に児童との信頼関係の醸成に努めることを念頭に置いて対応に当たる。

いじめに関する事例を分析してみると、教師が直接・間接にいじめを生み出している場合がある。教師がいじめの発生に関わっている場合として、

- ・ 教師の不用意な一言が「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の言動が結果的に「いじめ」の発生を許容している場合
- ・ 教師の指導が徹底されず、「いじめ」の土壌を温存させている場合

などがあることに十分留意する。

(4) 学級づくり等について

いじめ未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規則正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスに捕らわれることなく、互いを認め合える人間関係・学校風土を作る。

更に、教職員の言動が、児童生徒を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

(5) 学習指導について

学業不振やその心配のある児童は、学校生活に主体的に取り組む意欲を失いがちになり、そのことがいじめ等の問題行動を生む要因の一つとなっている。

逆に、児童が学習活動の中で学ぶ喜びを味わうことができれば、それが学ぶ意欲につながり、進んで課題を見つけたり、主体的に考えたり、判断したり、表現したりして解決することを通して、豊かな心やたくましく生きる力を身に付けることができる。

つまり、「学ぶ喜びを味わわせる授業」をすることが、いじめを予防する手立ての一つとなることを学校全体で認識し、授業改善に当たる。

(6) 保護者との連携について

いじめの解決には、保護者からの働きかけが大切である。特に、保護者同士が知り合いだといじめにブレーキがかかることが多く、保護者同士の良好な関係が重要である。

そこで、学級担任等がコーディネイト役となり、学級規模で保護者同士のネットワークづくりを進め、いじめをはじめとする問題行動等の情報交換や対策について話し合うことなどを工夫する。

また、保護者会や個人面談を通して、いじめの防止等のための保護者の役割についての啓発を図る。

3 早期発見・早期解決のための取組

(1) 早期発見について

- ① 「いじめはどの学校でも、どの児童にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教職員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ② 普段と様子が違う児童がいる場合には学年会や児童理解委員会等の場において課題を共有し、全教職員の目で当該児童を見守る。
- ③ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、プライバシーに配慮をし、個別に当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 「学校生活に関するアンケート」を児童には年3回（学期に1回）、保護者には年1回（2学期）行う。必要に応じて面談を行い、児童の悩みや人間関係を把握し、いじめ解消の学校づくりを目指す。

(2) いじめに対する対応について

いじめに対する指導を行うに当たっては、まず、全教職員でいじめ問題に取り組む体制を作ることが重要である。

いじめの発見・通報を受けた場合には、教職員が個人で判断することや一部の教職員で抱え込むことがないように、速やかに組織的に対応し、被害児童を守り通すとともに、加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。これらの対応について、全教職員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で、次の点に留意して取

り組む。

①いじめを行った児童への指導

いじめの内容や関係する児童について十分把握し、人権の保護に配慮しながら、いじめが人間の生き方として許されないことを理解させ、直ちにいじめをやめさせる。

いじめの内容によっては、警察等との連携を図る。

②いじめを受けた児童への支援

「いじめられる側にも問題がある」という考え方で接することのないように留意する。本人のプライドを傷つけず、共感的態度で話を親身に聴く。また、常日頃から温かい言葉がけをし、本人との信頼関係を築いておく。

また、いじめがなくなり、3カ月経過することをもっていじめ解消とするための見届けを組織全体で行う。

③周りではやし立てる児童への対応

はやし立てることなどは、いじめ行為と同じであることを理解させる。また、被害者の気持ちになって考えさせ、いじめの加害者と同様の立場にあることに気付かせる。

④見て見ぬふりをする児童への対応

いじめは、他人事でないことを理解させ、いじめを知らせる勇気を持たせる。また、傍観は、いじめ行為への加担と同じであることを気付かせる。

⑤学級全体への対応

次の点に留意し、いじめの早期発見、早期対応、早期解消に努める。

- ・ 話し合いなどを通して、いじめを考える。
- ・ 見て見ぬふりをしないよう指導する。
- ・ 自らの意志によって、行動がとれるように指導する。
- ・ いじめは許さないという断固たる教師の姿勢を示す。
- ・ 道徳教育の充実を図る。
- ・ 特別活動を通して、好ましい人間関係を築く。
- ・ 行事等を通して、学級の連帯感を育てる。

(3) ネット上のいじめへの対応について

インターネットの特殊性による危険を十分に理解した上で、ネット上のトラブルについて最新の動向を把握し、情報モラルに関する指導の向上に努める必要がある。

未然防止のためには、児童のパソコンや携帯電話、スマートフォン等を管理する保護者と連携した取組を行う必要がある。また、早期発見のためにはメール等を見たときの表情の変化や携帯電話等の使い方の変化など、被害を受けている児童が発するサインを見逃さないよう、保護者との連携が不可欠である。

「ネット上のいじめ」を発見した場合は、書き込みや画像の削除等、迅速な対応を図るとともに、人権侵害や犯罪、法律違反など、事案によっては、警察等の専門機関と連携して対応していくことが必要である。

〈未然防止・早期発見の観点から〉

①児童のパソコンや携帯電話等を管理するのは家庭であり、フィルタリングだけでなく、家庭において児童を危険から守るためのルールづくりを行うことが重要である。また、携帯電話を持たせる必要性について家庭で十分に話しあう必要がある。

②インターネットへのアクセスは「トラブルの入り口になっている」という認識や、知らぬ間に利用者の個人情報流出するといったスマートフォン特有の新たなトラブルが起こっているという認識を持つ。

③「ネット上のいじめ」は、他の様々ないじめ以上に児童たちに深刻な影響を与えることを認

識する。

- ④家庭では、メール等を見たときの表情の変化など、トラブルに巻き込まれた児童が見せる小さな変化に気づけば躊躇なく問いかけ、即座に学校へ相談する。

(4) 家庭や地域、関係機関と連携した取組について

- ①いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に生かすこととする。決して学校内だけで問題解決をするようなことはしない。
- ②学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、「よい子の電話相談」等のいじめ問題などの相談窓口の利用も検討する。

4 いじめ問題への組織的対応

(1) 学校内の組織について

①「児童理解委員会」

管理職・主幹教諭（教務主任）・生徒指導主任・教育相談主任・特別支援コーディネーター・保健主事・養護教諭・各学年の生徒指導部員で組織する。月1回の開催で、問題傾向を有する児童について、現状や指導についての情報の交換、及び共通行動についての話し合いを行う。共通理解を深めるため、話し合ったことは全職員に周知をする。

②「いじめ防止対策委員会」

いじめ防止に関する措置を実効的に行うため、管理職、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、教育相談主任、当該学級担任、学校運営協議会委員等によるいじめ防止対策委員会を設置する。必要に応じて委員会を開催する。

(2) 重大事態への対処について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合、または相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（年間30日を目安）は、その事態（重大事態）に対し次の対処を行う。

- ①重大事案が発生した旨を、桶川市教育委員会に報告する。
- ②教育委員会と協議の上、当該事案に対処する調査組織を設置する。
- ③当該事案の事実関係を明確にするための調査を実施する。
- ④調査結果についてはいじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

5 いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次に二つの要件が満たされている必要がある。

ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重要性等から更に長期の期間が必要であると判断される場合には、この目安にかかわらず、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により

心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じてないかどうかを面談等により確認する。